四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２５日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第２４号

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四日市市国民健康保険条例（昭和３６年四日市市条例第１５条）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（基礎賦課限度額） 第１３条の６　第９条の基礎賦課額は、６６万円を超えることができない。	（基礎賦課限度額） 第１３条の６　第９条の基礎賦課額は、６５万円を超えることができない。
（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第１３条の６の１０　第１３条の６の２の後期高齢者支援金等賦課額は、２６万円を超えることができない。	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第１３条の６の１０　第１３条の６の２の後期高齢者支援金等賦課額は、２４万円を超えることができない。
（低所得者の保険料の減額） 第１７条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第９条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）とする。 (1)　（略） (2)　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、	（低所得者の保険料の減額） 第１７条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第９条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）とする。 (1)　（略） (2)　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、

地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、３０万５千円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ　（略）	地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、２９万５千円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ　（略）
(3) 第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）に５６万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義	(3) 第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えた金額）に５４万５千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納

務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ　（略）	付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前２号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の６の３」と、「６６万円」とあるのは「２６万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の６の５」と読み替えるものとする。	３　前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の６の３」と、「６５万円」とあるのは「２４万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の６の５」と読み替えるものとする。
４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の８」と、「６６万円」とあるのは「１７万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の１１」と読み替えるものとする。	４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の８」と、「６５万円」とあるのは「１７万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の１１」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額） 第１７条の４　当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第２９条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第９条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）とする（第５項に掲げる場合を除く）。 (1)及び(2)　（略） ２　（略） ３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の６の３」と、「６６万円」とあるのは「２６万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の６の５」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３	（出産被保険者の保険料の減額） 第１７条の４　当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第２９条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第９条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）とする（第５項に掲げる場合を除く）。 (1)及び(2)　（略） ２　（略） ３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の６の３」と、「６５万円」とあるのは「２４万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の６の５」と読み替えるものとする。 ４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３

条の８」と、「６６万円」とあるのは「１７万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の１１」と読み替えるものとする。

５　当該年度において、第１７条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第９条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）とする。

(1)及び(2)　（略）

６　（略）

７　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の６の３」と、「６６万円」とあるのは「２６万円」と、第６項中「第１３条」とあるのは「第１３条の６の５」と読み替えるものとする。

８　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」

条の８」と、「６５万円」とあるのは「１７万円」と、第２項中「第１３条」とあるのは「第１３条の１１」と読み替えるものとする。

５　当該年度において、第１７条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第９条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）とする。

(1)及び(2)　（略）

６　（略）

７　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第９条」とあるのは「第１３条の６の３」と、「６５万円」とあるのは「２４万円」と、第６項中「第１３条」とあるのは「第１３条の６の５」と読み替えるものとする。

８　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」

と、「第９条」とあるのは「第１３条の８」と、「６６万円」とあるのは「１７万円」と、第６項中「第１３条」とあるのは「第１３条の１１」と読み替えるものとする。	と、「第９条」とあるのは「第１３条の８」と、「６５万円」とあるのは「１７万円」と、第６項中「第１３条」とあるのは「第１３条の１１」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の四日市市国民健康保険条例第１３条の６、第１３条の６の１０、第１７条及び第１７条の４の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（健康福祉部保険年金課）